

平成29年度南知多町立内海中学校 “いじめ防止基本方針” について



～ 温かい心と手をつなぐ教育環境づくり～

南知多町教育委員会・南知多町立内海中学校

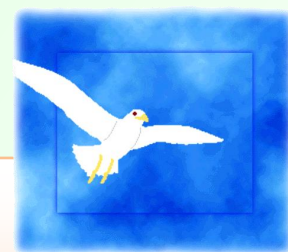
いじめは、いじめを受けた側の人としての権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあります。また、多くの生徒は、いじめの被害者・傍観者・加害者を経験し、小中学生期に心の傷を負ってしまうケースも少なくありません。さらに、近年、子どもたちへの急速な携帯電話・スマートフォンの普及により、ネットによる大人に見えないいじめが深刻化する状況となっています。

本町では、国の「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、学校・家庭・地域が協働し、すべての子どもたちがいじめによる心身の傷を負わず、安全安心な環境の中で健やかな成長をとげられるよう、いじめの防止等のための対策をより充実させていきます。

このことを実現するために、学校は「いじめ防止基本方針」を策定しました。この中で、いじめ防止のための基本姿勢として、次の3点をあげています。

★ 町教育委員会・学校及び保護者の責務について

- ① いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実
- ② いじめの防止等に関する取組の共通理解と強化
- ③ 重大事態発生時の迅速な対応



保護者や関係者及び地域の方との連携を図りながら、学校・家庭・地域全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、対象児童生徒の人権に配慮しつつ、信頼と迅速さを大切にこれらに対処し、再発防止に努めていきます。

子どもがいきいきと生活する環境づくりは、交通安全や防災と同じく、学校・保護者・地域の連携が不可欠です。裏面には、重大事態への対応と各立場で取組例を紹介します。子どもは **大人が創りだした環境**に適應しようと 一生懸命育っていきます。子どもたちをいじめに向かわせない学校・家庭・社会の教育環境を総ぐるみでつくっていきましょう。

★ 重大事態には、信頼を前面に、スピードと正確さで対応！

<学校・町教育委員会版 重大事態対応フロー図>

いじめに関する重大
事態発生(学校)

町教育委員会 → 学校の設置者(町長)

- ・ 事実確認、対応策の検討、町教委への報告 → 町教委は速やかに町長へ報告
- ・ 学校の設置者(町長)は、調査体制を指示

学校による調査委員会

町による調査委員会

- ① 調査組織の設置
- ② 調査
 - ・ 無記名アンケート(児童生徒)
 - ・ 対象児童生徒への聞き取り
 - ・ 保護者との面談 等
- ③ いじめを受けた児童生徒・保護者への情報提供
- ④ 対応策の検討

- ① 調査専門委員会の設置
- ② 調査
 - ・ 学校調査の報告内容の精査
 - ・ 町調査委員会独自調査(必要に応じ)
- ③ いじめを受けた児童生徒・保護者への情報提供
- ④ 対応策の検討

事案の解決・再発防止の対策



- ・ 一層の道徳教育、人権教育等の推進
- ・ 心の居場所づくり、絆づくりの推進
- ・ より温かい学校経営と保護者・地域協働の心の教育

学校・保護者・地域が連携して、以下のような取り組みを充実させていきましょう。

★ 「子どもたちを“いじめ”から守るために…(取組例)

学校では、**道徳教育や人権教育、情報モラル教育**の一層の充実を図ります。

児童生徒が、様々な問題解決に向け**主体的な取組**ができるよう支援します。

例) 教育相談、**無記名**のいじめアンケート、生徒会活動、**ボランティア活動への積極的な参加**など

家庭では、学校と連携し、温かいふれあいを通して、あいさつや思いやりなど、**人として大切なこと**を語りかけましょう。また、いじめ・問題行動等の温床となりやすい子どものインターネットの活用は、**ルール・約束**を守らせましょう。

地域では、日常のあいさつや地域行事等を通して、**絆づくり**を進め

子どもの**範となる大人の姿勢**を大切にしましょう。



子どもが大切にされていると実感できる環境を社会全体で…。